

改正労働者派遣法（2020年4月1日施行）に伴う派遣労働者の待遇決定方式の選定は、下記のとおりといたします。

1. 待遇選定方式

「労使協定方式」を選択し、労働者派遣法30条の4第1項の規定に関して労使協定書を締結いたしました。

2. 本協定の有効期間

2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間とします。

3. 対象となる派遣労働者の範囲

派遣先で業務に従事する従業員に適用します。